

在宅医療推進事業の概要

これまでの取組み

○人材の育成(平成24年度～)

- ・地域リーダーの育成や多職種による研修の開催などによる「顔の見える関係」を構築

○在宅医療連携拠点の整備(平成25～27年度)

- ・多職種による研修や会議の開催など医療側の拠点として体制構築
- ・在宅医療・介護連携にかかる事業は市町村へ移行

現状と課題

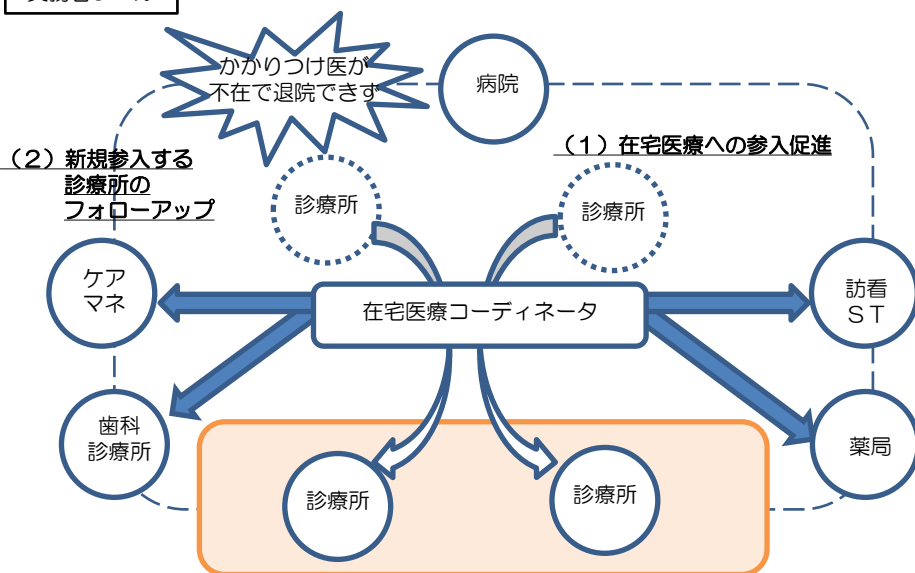
- これまでの取組みに基づき、地域における在宅医療・介護連携の基盤となる体制構築や推進は進みつつある
- 一方で体制構築が進んだ地域においても、今後急増する高齢者の需要に対応するための、かかりつけ医等を持たない患者の退院先が不十分
- さらなる在宅医療の推進には、地域の関係機関との関係を活用しながら、訪問診療を行う診療所の増加を行う人材の配置が急務

※医療総合確保方針(都道府県の役割)

『地域包括ケアを支える医療・介護人材の確保のために必要な取組み』の実施

事業概要

実務者レベル



- 地区医師会等に「在宅医療コーディネータ」を配置し、これまでの多職種連携の体制を活用しながら、在宅医療の供給量の拡充を行う

《在宅医療コーディネータの業務》

訪問診療の拡充

- (1) 在宅医療への参入促進
 - 外来診療を行う医師に対する在宅医療参入への勧誘
 - 質の向上を図るための専門機関等による研修受講や情報交換会への参加
- (2) 新規参入する診療所のフォローアップ
 - 新規参入した診療所が患者の状況に応じた在宅チームを構築するための各職能団体の窓口担当者との調整
 - 新規参入した診療所に対する歯科診療所や薬局等の情報提供、関係づくりの場の設定
 - 主治医・副主治医の役割の調整
 - 在宅医療患者の急変時の緊急搬送先を確保するための病院との調整

《在宅医療コーディネータの要件》

- ・5年以上の実務経験のある看護師等

(見込まれる事業成果)

- 在宅医療を提供する診療所の増加等